平成２３年（フ）第２１７８号
福岡県糟屋郡宇美町貴船１丁目26番25号
債務者　藤倉　清美
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２１２号
福岡市中央区小笹３丁目11番27―702号
債務者　松永　昭彦
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２２５号
福岡市西区愛宕２丁目12番10号
債務者　山崎サヨ子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２４０号
福岡市中央区平尾２丁目10番16―503号
債務者　若本　彰彦
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０８号
鹿児島県出水市野田町上名6228番地　熊陳Ｂ団地60号
債務者　河野　美香
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第１１１号
鹿児島県薩摩川内市里町里274番地　戸の崎住宅１棟202号
債務者　中西　理恵
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第１１５号
鹿児島県出水市麓町1395番地　コーポ松永Ｂ号棟、前住所鹿児島県出水市向江町４番28号
債務者　古城　康次
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第１１７号
鹿児島県出水市向江町19番７号
債務者　山下　浩二
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第１１８号
愛知県名古屋市北区西味鋺１丁目219番地　平和荘７号
債務者　山下　純子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第９２７号
仙台市太白区郡山４丁目14番３号　ホワイトキャッスル郡山ビレジＢ棟101
債務者　大場　　仁
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９４４号
仙台市若林区上飯田１丁目５番32号　ハピネス上飯田301
債務者　太田　章子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９４５号
仙台市青葉区旭ケ丘４丁目４番４号
債務者　柳澤　正治
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９５２号
仙台市太白区鹿野２丁目12番22―301号
債務者　柴田　静子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９５８号
仙台市泉区松森字明神４番地の２
債務者　早坂　　学
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７５号
秋田県大館市釈迦内字長面袋30番地
債務者　藤田　和哉
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第４９７号
茨城県笠間市笠間1821番地７　サンハイツ遠の森502号
債務者　藤澤真理子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５１５号
茨城県水戸市河和田３丁目2536番地市営河和田住宅504棟４Ｆ３号
債務者　藤崎ちはる
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５２４号
茨城県ひたちなか市西十三奉行11423番地１第１ひばりヶ丘住宅３―３―２
債務者　小野瀬美紀
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
水戸地方裁判所